

## 防衛省訓令第70号

国の会計機関の使用する公印に関する規則（昭和39年大蔵省令第22号）第7条の規定に基づき、及び国の会計機関の使用する公印に関する規則を実施するため、並びに特別調達資金設置令施行令（昭和26年政令第271号）第3条第6項に規定する資金出納官吏が作成する文書が真正であることを認証することを目的とする印章及び特別調達資金使用計画等取扱規則（昭和26年大蔵省令第96号）第8条第1項に規定する印に関し必要な事項を定めるため、防衛省における会計機関の使用する公印等に関する訓令を次のように定める。

平成19年8月25日

防衛大臣 小池 百合子

防衛省における会計機関の使用する公印等に関する訓令

（目的）

第1条 この訓令は、国の会計機関の使用する公印に関する規則（以下「会計機関公印規則」という。）に定

めるもののほか、防衛省における会計機関の使用する公印（会計機関公印規則第2条第2項に規定する公印をいう。以下同じ。）等の形式、寸法、届出手続及び保管等について定めることを目的とする。

（公印に関する事務の総括）

第2条 大臣官房長、防衛大学校長、防衛医科大学校長、防衛研究所長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監、地方防衛局長及び防衛装備庁長官（以下「大臣官房長等」という。）は、それぞれ防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局及び防衛装備庁に係る公印に関する事務を総括するものとする。

（公印の形式）

第3条 防衛省に置かれた会計機関（会計機関公印規則第2条第1項に規定する国の会計機関をいう。以下同じ。）の属する組織のうち、その名称に代えて会計機

関事務に関し付与された番号等を使用しているものについての会計機関公印規則第3条の適用については、同条中「当該会計機関の属する組織の名称」とあるのは「当該会計機関の属する組織の番号等」とする。

2 会計機関公印規則第3条に規定する会計機関等名の刻字については、当該会計機関の属する組織の名称（前項の場合にあっては、当該会計機関の属する組織の番号等）、会計機関の名称の順序によるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、当該会計機関の設置が、官職の指定により行われた場合にあっては、当該会計機関の名称、会計機関の属する組織における職名の順序によるものとする。ただし、大臣官房長等が、その公印に関する事務を総括する組織に属する会計機関について、これにより難いと認める場合には、前項の規定によるものとする。

（公印の寸法）

第4条 会計機関公印規則第2条第1項第6号、第17号（第4号及び第9号を除く。）及び第19号に規定

する会計機関の公印の寸法は、会計機関公印規則第4条の規定にかかわらず、23ミリメートル平方とする。

(公印を制定しないことができる会計機関)

第5条 会計機関のうち次の各号に掲げたものの公印は、制定しないことができる。

一 臨時に設置される会計機関

二 会計機関公印規則第2条第1項第7号、第9号、第10号に掲げる会計機関及び同項第9号に定める者の分任官

2 前項の規定により公印を制定しない場合において、当該会計機関が作成する文書が真正であることを認証する場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める印章を用いるものとする。

一 会計機関の設置が官職の指定により行われた場合であって当該官職について防衛省の部局等において使用する公印に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第36号）第2条第4号及び防衛装備庁において使用する公印に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓

令第23号)第2条第4号に規定する官職印が作成されているとき(大臣官房長等が当該官職印により難いと認めるときを除く。) 当該官職印

二 前号以外の場合 当該会計機関の職にある者の一定した私印

(作成、改刻又は廃止の届出)

第6条 公印を作成、改刻又は廃止したときは、当該公印を作成、改刻又は廃止した者は、別記様式第1又は別記様式第2により、速やかに大臣官房長等又はこれらの指定する者に届け出なければならない。

(保管)

第7条 公印は、会計機関の職にある者又はその者の補助者として公印の保管を命ぜられた者が、金庫その他确实なところに格納し、施錠の上、厳重に保管しなければならない。

(公印の形式等及び公印に関する事務の特例)

第8条 大臣官房長等は、特に必要がある場合は、防衛大臣の承認を得て、会計機関公印規則第3条から第6

条まで及び本訓令第2条から前条までの規定の特例を定めることができる。

(特別調達資金出納官吏の印章)

第9条 特別調達資金設置令施行令第3条第6項に規定する資金出納官吏（以下この条において「特別調達資金出納官吏」という。）が作成する文書が真正であることを認証することを目的とする印章は、方形の印面の周囲に一条の外側縁を付し、その内側に「特別調達資金出納官吏」、当該特別調達資金出納官吏の官職名及び「印」の字を明りょうな字体をもって浮き彫りにするものとし、当該印章の寸法は、20ミリメートル平方とする。

2 前項に規定する印章に係る事務は、地方防衛局長が取り扱うものとする。

3 会計機関公印規則第5条並びに本訓令第6条及び第7条の規定は、第1項に規定する印章について準用する。この場合において、本訓令第6条中「大臣官房長等」とあるのは「地方防衛局長」と、本訓令第7条中

「会計機関の職にある者」とあるのは「特別調達資金出納官吏」と読み替えるものとする。

(特別調達資金使用計画示達印)

第10条 特別調達資金使用計画等取扱規則第8条第1項に規定する印は、方形の印面の周囲に一条の外側縁を附し、その内側に「防衛大臣特別調達資金使用計画示達印」の字を明りょうな字体をもって浮き彫りにするものとし、当該印の寸法は、23ミリメートル平方とする。

2 会計機関公印規則第5条並びに本訓令第6条及び第7条の規定は、前項に規定する印について準用する。この場合において、本訓令第6条中「大臣官房長等」及び本訓令第7条中「会計機関の職にある者」とあるのは「大臣官房会計課長」と読み替えるものとする。

(委任規定)

第11条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、公印については大臣官房長等が、前2条に規定する印章及び印については大臣官房

長が、それぞれ定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。
- 2 防衛省本省における会計機関の使用する公印に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第37号）（以下「旧訓令」という。）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 旧訓令第8条の規定により公印を制定していない会計機関のうち、分任資金前渡官吏の支払の原因となる契約に関する事務を委任された契約担当官の公印については、この訓令施行後3月以内に作成するものとする。

附 則（平成27年10月1日省訓第39号）抄

- 1 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（令和元年6月20日省訓第8号）抄

- 1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年12月28日省訓第67号）抄

- 1 この訓令は、令和2年12月28日から施行する。



別記様式第1（第6条関係）

発 簡 番 号

発 簡 年 月 日

殿

職 名

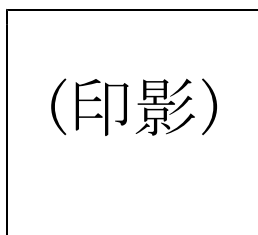
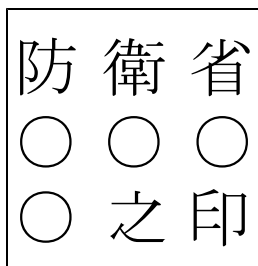
会計機関の公印の作成（改刻）について（届出）

〇〇〇〇〇の公印を、下記の理由により作成（改刻）したので、別紙印影を添えて届け出る。

記

別 紙 : 印 影

(別紙)



注1：別紙は、日本産業規格A列4番の強じんな薄い和紙を用い、公印1個につき1枚とすること。

注2：改刻を届け出た場合は、旧印の廃止の届出は要しない。

別記様式第2（第6条関係）

発 簡 番 号

発 簡 年 月 日

殿

職 名

会計機関の公印の廃止について（届出）

〇〇〇〇〇の公印を、下記の理由により廃止したので、届け出る。

記